



## 第15回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

### 日時

2017年6月26日(月曜日)  
午前10時(受付開始 午前8時45分)

### 場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスホテル東京 2階 「葵」

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件



株主の皆様におかれましては、  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼  
申し上げます。

ここに、第15回定時株主総会招集  
ご通知をお届けいたします。

取締役社長 **永野毅**

## 目次

■ 第15回定時株主総会招集ご通知 .....	1
■ 株主総会参考書類 .....	4
■ 添付書類	
・ 事業報告 .....	20
・ 連結貸借対照表 .....	42
・ 連結損益計算書 .....	43
・ 貸借対照表 .....	44
・ 損益計算書 .....	45
・ 連結計算書類に係る 会計監査人監査報告書謄本 .....	46
・ 計算書類に係る 会計監査人監査報告書謄本 .....	47
・ 監査役会監査報告書謄本 .....	48
■ ご参考：当社のコーポレートガバナンスの 体制等 .....	50
■ トピックス .....	56

## 東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、お客様の信頼を  
あらゆる活動の原点におき、  
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、  
安心と安全をひろげます。

株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を  
備えた事業をグローバルに展開します。

社員一人ひとりが創造性を発揮できる  
自由闊達な企業風土を築きます。

良き企業市民として公正な経営を貫き、  
広く社会の発展に貢献します。

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号  
**東京海上ホールディングス株式会社**  
取締役社長 永 野 毅**第15回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおり書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。4頁から19頁までの「株主総会参考書類」をご検討いただき、2017年6月23日(金曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月26日(月曜日)午前10時 (受付開始 午前8時45分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスホテル東京 2階「葵」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 取締役13名選任の件

### 4. 議決権行使に関する事項

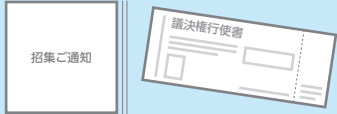


- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。
- ①事業報告のうち「1. 保険持株会社の現況に関する事項」の「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」および「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」、「5. 新株予約権等に関する事項」、「8. 業務の適正を確保するための体制」の「内部統制基本方針」ならびに「9. 特定完全子会社に関する事項」
  - ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書および連結注記表
  - ③計算書類のうち株主資本等変動計算書および個別注記表
- なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席	書面	インターネット
 <p>同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>当社指定の議決権行使サイト (<a href="http://www.evotage.jp/">http://www.evotage.jp/</a>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。</p>
<p><b>株主総会開催日時</b></p> <p><b>2017年6月26日 (月)</b> 午前10時</p>	<p><b>行使期限</b></p> <p><b>2017年6月23日 (金)</b> 午後5時までに到着</p>	<p><b>行使期限</b></p> <p><b>2017年6月23日 (金)</b> 午後5時までに行使</p>

### インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記のシステムに関するお問合せ先までお問合せください。

### システムに関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

### その他のお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-232-711** (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後5時まで (土日休日を除く)

### 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき72円50銭とさせていただきたいと存じます。中間配当として1株につき67円50銭お支払しておりますので、当年度の年間配当は1株につき140円となります。これは、前年度の年間配当である1株につき110円に比べ、30円の増配となります。

#### 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金72円50銭 総額54,383,117,898円

#### 2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2017年6月27日

## 第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の機能強化を図るため1名を増員し、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	
1	再任 隅 修三 すみ しゅうぞう	取締役会長	—
2	再任 永野 毅 ながの つよし	取締役社長	グループCEO
3	再任 藤井 邦彦 ふじい くにひこ	取締役副社長	グループリスク管理総括 リスク管理部、海外事業企画部(海外事業戦略(ERM等))
4	再任 石井 一郎 いし い いちろう	取締役副社長	海外事業総括 海外事業企画部(北米(エイチシーシー社)、再保険事業)
5	再任 藤田 裕一 ふじた ひろかず	専務取締役	グループ資産運用総括 財務企画部、経理部、監査部
6	再任 湯浅 隆行 ゆあさ たかゆき	常務取締役	グループ資本政策総括 経営企画部、法務部、内部統制部
7	再任 北沢 利文 きたざわ としふみ	取締役	—
8	再任 独立役員 三村 明夫 みむら あきお	社外取締役	—
9	再任 独立役員 佐々木 幹夫 ささき みきお	社外取締役	—
10	再任 独立役員 江川 雅子 えがわ まさこ	社外取締役	—
11	新任 岩崎 賢二 いわさき けんじ	副社長執行役員	グループ事業戦略・シナジー総括 事業戦略部
12	新任 独立役員 御立 尚資 みたち たかし	—	—
13	新任 中里 克己 なかざと かつみ	—	—

候補者番号

1

再任



すみ

隅

生年月日

しゅう

修

1947年7月11日

ぞう

三

#### 略歴、地位および担当

1970年 4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2000年 6月 同社取締役海外本部ロンドン首席駐在員  
2002年 6月 同社常務取締役  
2004年 10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
2005年 6月 同社専務取締役  
2007年 6月 同社取締役社長  
2007年 6月 当社取締役社長  
2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長  
2013年 6月 当社取締役会長(現職)  
2016年 4月 東京海上日動火災保険株式会社相談役(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社相談役  
株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役)  
株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役)  
公益社団法人経済同友会副代表幹事

#### ■ 取締役候補者とした理由

隅 修三氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画業務や国内保険営業に従事し、同社取締役ロンドン首席駐在員等を経て、同社および当社の取締役社長および取締役会長を歴任しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 隅 修三氏の所有する当社の株式の数は、62,905株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 同氏は、2017年6月開催のソニー株式会社の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定であります。



候補者番号

2

再任



なが の つよし  
**永野 毅**

生年月日

1952年11月9日

## 略歴、地位および担当

1975年 4月 東京海上火災保険株式会社入社  
 2003年 6月 同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長  
 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長  
 2006年 6月 同社常務執行役員  
 2008年 6月 同社常務取締役経営企画部長  
 2008年 6月 当社取締役  
 2009年 6月 当社取締役退任  
 2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役  
 2011年 6月 当社専務取締役  
 2012年 2月 当社専務取締役海外事業企画部長  
 2012年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長  
 2012年 6月 当社取締役副社長海外事業企画部長  
 2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長  
 2013年 6月 当社取締役社長(現職)  
 2016年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長(現職)

&lt;担当&gt;

グループCEO

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長

## ■ 取締役候補者とした理由

永野 毅氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事し、同社取締役社長を経て、現在はグループCEOとして東京海上グループ全般の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 永野 毅氏の所有する当社の株式の数は、21,000株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



ふじ い くに ひこ  
藤 井 邦 彦

生年月日

1955年6月18日

#### 略歴、地位および担当

1978年 4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2009年 6月 当社執行役員海外事業企画部部长  
2012年 6月 当社常務執行役員  
2014年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
2014年 6月 当社常務取締役  
2015年 4月 当社専務取締役  
2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役  
2015年 6月 同社専務取締役退任  
2015年 6月 当社専務執行役員  
2016年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役  
2016年 6月 当社専務取締役  
2017年 4月 当社取締役副社長(現職)  
2017年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長(現職)

<担当>

グループリスク管理総括

リスク管理部、海外事業企画部(海外事業戦略(ERM等)) (注)3.

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

藤井邦彦氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画や海外保険事業に従事した後、同社および当社の業務執行役員としてM&Aを中心とした海外事業戦略や海外ERMを担当し、現在は当社の取締役副社長としてグループのリスク管理を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤井邦彦氏の所有する当社の株式の数は、11,300株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. ERMとは、当社が経営の基軸に据えているリスク管理手法であり、企業価値の拡大に向けて、リスク対比での資本の充分性および収益性を意思決定の指標として活用するものであります。

候補者番号

4

再任



いし い いち ろう  
石 井 一 郎

生年月日

1955年6月15日

## 略歴、地位および担当

1978年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
 2010年6月 当社執行役員海外事業企画部部長  
 2011年6月 当社執行役員海外事業企画部部長  
 2012年2月 当社執行役員海外事業企画部部長  
 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員  
 2013年6月 当社常務執行役員  
 2013年12月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員退任  
 2015年4月 当社専務執行役員  
 2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役  
 2015年6月 当社専務取締役  
 2017年4月 当社取締役副社長(現職)  
 2017年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長(現職)  
 <担当>

海外事業総括

海外事業企画部(北米(エイチシーシー社)、再保険事業) (注)3.

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

## ■ 取締役候補者とした理由

石井一郎氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、商品企画業務や米国、アジアをはじめとした海外保険事業に従事した後、現在は当社の取締役副社長として海外事業を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富なグローバル経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 石井一郎氏の所有する当社の株式の数は、8,600株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. エイチシーシー社とは、米国に本社を置く当社の子会社であるエイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドおよびその傘下の会社で構成する企業グループの総称をいいます。

候補者番号

5

再任



ふじ た ひろ かず  
**藤田裕一**

生年月日

1956年5月12日

#### 略歴、地位および担当

1980年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2011年6月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長  
2011年6月 当社執行役員経理部長  
2012年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役経理部長  
2012年6月 当社常務取締役経理部長  
2013年7月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
2013年7月 当社常務取締役  
2017年4月 当社専務取締役(現職)  
2017年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)

<担当>

グループ資産運用総括  
財務企画部、経理部、監査部

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

藤田裕一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務に従事した後、同社および当社の業務執行役員として経理、財務企画を担当し、現在は当社の専務取締役としてグループの資産運用を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤田裕一氏の所有する当社の株式の数は、12,650株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任



ゆ あさ たか ゆき  
 湯 浅 隆 行

生年月日

1958年5月5日

## 略歴、地位および担当

1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
 2012年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役社長  
 2014年9月 同社取締役社長退任  
 2014年10月 当社常務執行役員  
 2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役(現職)  
 2015年6月 当社常務取締役(現職)

&lt;担当&gt;

グループ資本政策総括  
 経営企画部、法務部、内部統制部

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

## ■ 取締役候補者とした理由

湯浅隆行氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、経営企画、財務、経理業務および国内生損保事業に従事した後、同社および当社の業務執行役員としてリスク管理を総括し、現在は当社の常務取締役としてグループの資本政策を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 湯浅隆行氏の所有する当社の株式の数は、10,100株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任



きた ざわ とし ふみ  
**北 沢 利 文**

生年月日

1953年11月18日

#### 略歴、地位および担当

1977年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2008年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役企  
画部長  
2009年 6 月 同社専務取締役企画部長  
2009年 7 月 同社専務取締役  
2010年 6 月 同社取締役社長  
2010年 6 月 当社取締役  
2014年 3 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長退  
任  
2014年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長  
2014年 6 月 当社副社長執行役員  
2016年 3 月 当社副社長執行役員退任  
2016年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長(現職)  
2016年 6 月 当社取締役(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

北沢利文氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画や国内保険営業、グループ会社経営に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長を経て、現在は東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 北沢利文氏の所有する当社の株式の数は、36,350株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

再任

独立役員



み むら あき お  
三 村 明 夫

生年月日

1940年11月2日

## 略歴、地位および担当

1963年4月 富士製鐵株式会社入社  
 1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役  
 1997年4月 同社常務取締役  
 2000年4月 同社代表取締役副社長  
 2003年4月 同社代表取締役社長  
 2008年4月 同社代表取締役会長  
 2010年6月 当社取締役(社外取締役、現職)  
 2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役  
 2013年6月 同社相談役  
 2013年11月 同社相談役名誉会長(現職)

## 重要な兼職の状況

新日鐵住金株式会社相談役名誉会長  
 日本郵政株式会社取締役(社外取締役)  
 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役)  
 株式会社産業革新機構取締役(社外取締役)  
 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役)  
 日本商工会議所会頭  
 東京商工会議所会頭

## ■ 社外取締役候補者とした理由

三村明夫氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

## ■ 独立性について

1. 三村明夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、19頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が相談役名誉会長として在任している新日鐵住金株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は当社の連結経常収益(連結売上高に相当)の1%未満であります。

## ■ 主な活動状況

1. 三村明夫氏は、当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

(注) 1. 三村明夫氏の所有する当社の株式の数は、5,400株であります。

2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

9

再任

独立役員



さ さ き み き お  
佐々木 幹 夫

生年月日

1937年10月8日

#### 略歴、地位および担当

1960年 4月 三菱商事株式会社入社  
1992年 6月 同社取締役  
1994年 6月 同社常務取締役  
1998年 4月 同社取締役社長  
2004年 4月 同社取締役会長  
2010年 6月 同社取締役相談役  
2011年 6月 同社相談役  
2011年 6月 当社取締役(社外取締役、現職)  
2016年 4月 三菱商事株式会社特別顧問(現職)

#### 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社特別顧問  
株式会社三菱総合研究所取締役(非業務執行取締役)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

佐々木幹夫氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

#### ■ 独立性について

1. 佐々木幹夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、19頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が特別顧問として在任している三菱商事株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は当社の連結経常収益(連結売上高に相当)の1%未満であります。

#### ■ 主な活動状況

1. 佐々木幹夫氏は、当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注)
1. 佐々木幹夫氏の所有する当社の株式の数は、2,200株であります。
  2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
  4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
  5. 同氏が社外取締役として在任していた三菱自動車工業株式会社においては、同氏の在任中である2016年4月に、同社製車両の燃費試験において不正行為があったことが判明し、2016年9月には、不正判明後の燃費値の再測定においても、測定方法の趣旨に反する不正な取扱いを行っていたとの指摘が国土交通省からなされました。また、同社は、当該不正行為があった車両のカタログ等の表示について、遅くとも2016年4月から景品表示法に違反する行為があったとして、2017年1月に、消費者庁から措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても、事前には認識しておりませんが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しておりました。事後には、2016年6月までの同社在任中に判明した事実について、徹底した調査および再発防止を指示しました。



候補者番号

10

再任

独立役員



え がわ まさ こ  
江川 雅子

生年月日

1956年9月7日

略歴、地位および担当

1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社  
 1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社  
 1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社  
 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社  
 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長  
 2009年4月 国立大学法人東京大学理事  
 2015年3月 同法人理事退任  
 2015年6月 当社取締役(社外取締役、現職)  
 2015年9月 一橋大学大学院商学研究科教授(現職)

重要な兼職の状況

一橋大学大学院商学研究科教授  
 三井不動産株式会社取締役(社外取締役)  
 旭硝子株式会社取締役(社外取締役)

■ 社外取締役候補者とした理由

江川雅子氏は、社外取締役候補者であります。  
 同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由により同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性について

1. 江川雅子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、19頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 江川雅子氏は、当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注) 1. 江川雅子氏の所有する当社の株式の数は、800株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。  
 4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

11

新任



いわ さき けん じ  
**岩 崎 賢 二**

生年月日

1955年1月3日

#### 略歴、地位および担当

1978年 4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2009年 6月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員金融法人部長  
2010年 6月 同社常務取締役  
2014年 4月 同社専務取締役  
2016年 4月 当社専務執行役員  
2017年 4月 当社副社長執行役員(現職)  
2017年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長(現職)

<担当>

グループ事業戦略・シナジー総括  
事業戦略部

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

岩崎賢二氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や経営企画業務に従事した後、同社の業務執行役員として人事、経営企画、広報を担当し、現在は当社の副社長執行役員としてグループの事業戦略やシナジー実現への取り組みを総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 岩崎賢二氏の所有する当社の株式の数は、15,100株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

12

新任

独立役員



み たち たか し  
御 立 尚 資

生年月日

1957年1月21日

## 略歴、地位および担当

1979年4月 日本航空株式会社入社  
 1993年10月 ポストンコンサルティンググループ入社  
 1999年1月 同社ヴァイス・プレジデント  
 2005年1月 同社日本代表、シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター  
 2016年1月 同社シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター(現職)

## 重要な兼職の状況

ポストンコンサルティンググループシニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター  
 楽天株式会社取締役(社外取締役)  
 DMG森精機株式会社取締役(社外取締役)  
 ユニ・チャーム株式会社取締役(社外取締役)

## ■ 社外取締役候補者とした理由

御立尚資氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

## ■ 独立性について

1. 御立尚資氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、19頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏がシニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクターとして在任しているポストンコンサルティンググループと当社および当社保険子会社との間にはコンサルティング取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高の1%未満であります。

- (注) 1. 御立尚資氏は、当社の株式を所有しておりません。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 同氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

候補者番号

13

新任



なか ざと かつ み

中 里 克 己

生年月日

1963年2月7日

#### 略歴、地位および担当

1985年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2016年4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役営業企画部長  
2017年4月 同社取締役社長(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

中里克己氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や営業推進業務に従事した後、現在は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長として経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 中里克己氏の所有する当社の株式の数は、4,300株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## ご参考

社外役員の独立性判断基準 **別表****(東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針第16条)**

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以上

## 添付書類

# 2016年度〔2016年4月1日から2017年3月31日まで〕事業報告

## 1. 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

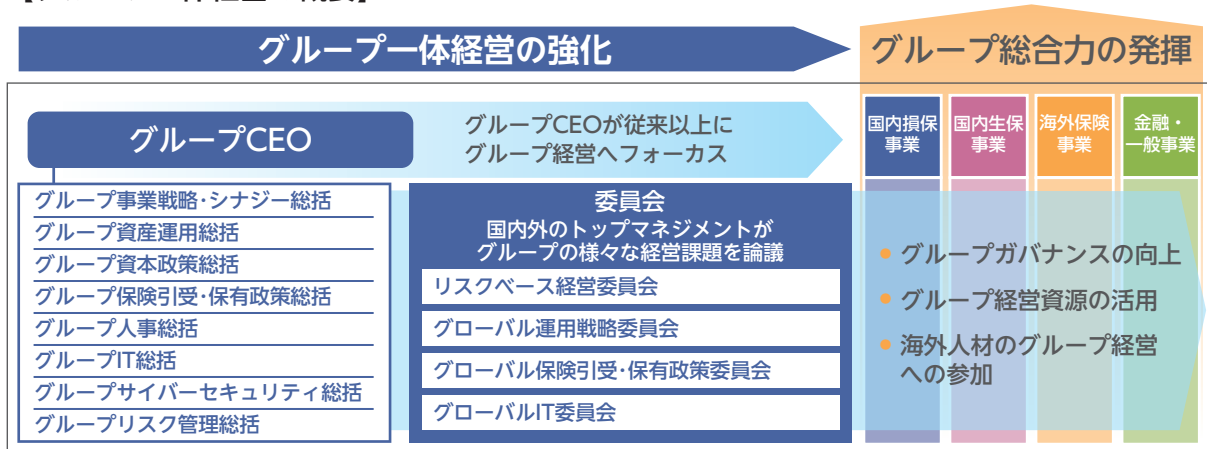
当年度、世界経済は、英国のEU離脱決定等を受けて不透明感が高まる局面もありましたが、米国の経済が底堅く推移するとともに、同国の財政拡大への期待等から世界的な景況感の改善もみられ、全体として緩やかに景気が回復しました。

わが国経済は、個人消費の回復には力強さが欠けるものの、生産や輸出が持ち直し、景気は緩やかに回復しました。

保険業界におきましては、保険募集を巡る環境変化等を背景に改正された保険業法が、昨年5月に施行されました。各社は、同法で新たに定められた意向把握義務や情報提供義務への対応等、募集品質の向上に資する取り組みを推進しました。

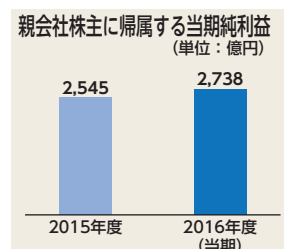
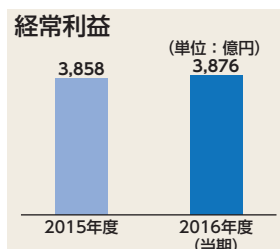
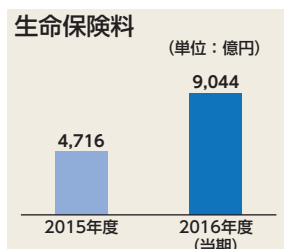
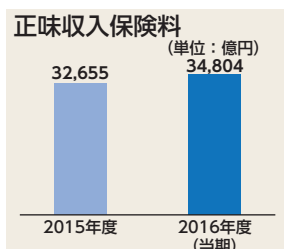
こうした状況のなか、東京海上グループは、グループ一体経営の強化を図るため経営体制を変更し、グループCEOを中心にグループチーフオフィサーが機能毎にグループを総括する体制としました。本体制のもと、当年度は、中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の達成に向けて、積極的に事業を推進しました。

### 【グループ一体経営の概要】



当社の連結決算につきましては、国内外における保険営業の伸展等により、親会社株主に帰属する当期純利益は2,738億円と、5年連続で過去最高益を更新しました。

区 分	2015年度	2016年度(当期)	増減率
経常収益	4兆5,790億円	5兆2,326億円	14.3%
うち正味収入保険料	3兆2,655億円	3兆4,804億円	6.6%
うち生命保険料	4,716億円	9,044億円	91.7%
(除く変額年金保険)	(8,609億円)	(1兆 25億円)	(16.4%)
経常利益	3,858億円	3,876億円	0.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,545億円	2,738億円	7.6%



また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2015年度	2016年度(当期)	2015年度	2016年度(当期)
国内損害保険事業	2兆7,391億円	2兆6,361億円	2,393億円	2,544億円
国内生命保険事業	4,842億円	7,220億円	283億円	132億円
海外保険事業	1兆4,284億円	1兆8,357億円	1,122億円	1,140億円
金融・一般事業	762億円	828億円	58億円	58億円

※本表の数値は、子会社からの配当金収入を除くなど、事業セグメントの実態を表すために必要な調整を行っております。

## ■国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます)の業績につきましては、正味収入保険料は、長期火災保険の保険期間の上限を前年度下期に引き下げたことによる影響を主因として、2兆1,161億円と前年度に比べ0.6%の減収となりました。損害保険事業の収益性の指標であるコンバインド・レシオは、91.5%と安定的な水準を引き続き確保しております。保険引受利益は、1,161億円と前年度に比べ1,022億円の増益となりました。

また、資産運用等損益は、前年度に海外保険会社の買収資金の調達を目的とした子会社からの配当金収入の増加があったため、その反動を主因として、1,974億円と前年度に比べ1,646億円の減益となりました。

こうした結果、経常利益は3,124億円と前年度に比べ648億円の減益となり、当期純利益は2,486億円と前年度に比べ529億円の減益となりました。

昨年4月に発生した熊本地震は、熊本、大分を中心に甚大な被害をもたらしました。東京海上日動は、直ちに社長直轄の対策本部を立ち上げるとともに、全国から社員を応援に派遣し、現地の体制を強化しました。また、有事に備えて整備してきたシステム基盤を活用し、全国の拠点で分担して事故の受付や保険金支払業務を行うなど、全社を挙げて震災対応を行いました。

東京海上日動は、お客様のニーズにお応えすべく、超保険を核としたコンサルティング販売の強化に努め、生損一体のビジネスモデルの深化に取り組みました。加えて、テクノロジーの進展等の環境変化への対応を進めるとともに、地方創生や健康経営を支援する新しいビジネスモデルの構築に取り組みました。

環境変化への対応としては、各種自動走行システムの普及を見据え、自動車保険の「被害者救済費用等補償特約」を開発しました。このようなシステムを備えた自動車の事故においては、事故当事者に加え、製造業者やソフトウェア事業者等を含めた責任関係の複雑化が想定されます。本特約は、そうした場面において迅速な被害者救済を図るものであります。また、個人のお客様向けに、通信機能付きドライブレコーダーを活用し、事故時の自動通報や事故防止支援等を行う新サービス「ドライブエージェント パーソナル」を開発しました。

地方創生については、「地方が元気になることが当社の成長にもつながる」とのコンセプトのもと、地方自治体、金融機関、商工会議所等と連携しながら積極的に推進しており



ます。具体的には、インバウンド事業支援等を通じ、地方の活性化と中小企業のお客様への支援強化に取り組んでおります。健康経営支援の観点からは、健康診断等の情報を分析し、健保組合の効果的な保健事業計画や企業の従業員向け健康増進施策の策定を支援するサービスを開発しました。また、企業を取り巻く労働安全衛生面の環境変化を踏まえ、メンタルヘルス疾患を補償の対象とする業務災害総合保険の新商品を発売しました。

資産運用に関しましては、健全な財務基盤の維持を目的としたリスク管理のもと、資産の流動性と収益の安定的成長を確保する方針で取り組みました。政策株式につきましては、資本効率の向上を目指して引き続き売却を進めました。

日新火災海上保険株式会社(以下「日新火災」といいます)の業績につきましては、正味収入保険料は、積極的な事業運営に努めた結果、1,401億円と前年度に比べ1.0%の増収となりました。また、経常利益は90億円と前年度に比べ6億円の減益となる一方、当期純利益は65億円と前年度に比べ4億円の増益となりました。日新火災は、当年度も最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指し、シンプルでわかりやすい商品の提供に努めました。

## ■国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(以下「あんしん生命」といいます)の業績につきましては、保険営業の伸展等により、新契約年換算保険料は1,207億円と前年度に比べ0.9%の増収となりました。また、変額年金保険の満期や解約の影響はあったものの、保障性商品の販売を強化したことにより、保有契約年換算保険料は8,313億円と前年度に比べ4.4%の増収となりました。一方、市場環境の変動による金融派生商品の評価益の減少等により、経常利益は132億円と前年度に比べ157億円の減益となり、当期純利益は87億円と前年度に比べ59億円の減益となりました。

あんしん生命は、就業不能等のリスクに着目した「生存保障革命」を推進しております。昨年11月には、就業不能時の家計保障に加え、新設した特約により、がん等の5つの疾病により入院された際に一時金をお支払いする新商品を発売しました。また、同社は東京海上日動とともに生損一体のビジネスモデルの深化に取り組んでおり、昨年10月、東京海上グループの独自商品である超保険に「生保まとめて割引」を導入しました。これ

を機会に、より多くのお客様にご加入いただきたいと考えております。

## ■海外保険事業

海外保険事業では、グローバルな成長とリスク分散の実現を目指すとともに、グループ各社の優れたノウハウを相互に活用し、保険料収入の拡大、資産運用の高度化、業務効率の向上等のシナジーの実現に向けた幅広い取り組みを行うなど、積極的に事業を展開しました。2015年に買収したエイチシーシー社の業績反映に加え、主要子会社の多くが着実な増収を果たしたことにより、生損保合算の保険料収入は1兆5,181億円と前年度に比べ27.4%の増収となり、経常利益は1,140億円と前年度に比べ18億円の増益となりました。

米国のフィラデルフィア社は、特定の業種や顧客セグメントに特化した戦略を推進したことにより、また、米国のエイチシーシー社は、自らの強みである専門性の高い保険商品の販売を推進したことにより、いずれも増収を果たしました。

米国のデルファイ社は、従業員の福利厚生に関する保険の販売推進により増収を果たすとともに、高い資産運用力を活かして他のグループ会社から受託した資産を運用することで、グループ全体の運用収益の拡大に貢献しました。

英国に本社を置くトウキョウ・マリン・キルン社は、マーケットにおいて保険料率が低下傾向にあるなか、堅実に引受を拡大しました。

新興国市場における損害保険事業では、ブラジルやマレーシアにおける自動車保険の販売拡大等により増収しました。生命保険事業につきましては、アジアにおいて着実に増収しました。

## ■金融・一般事業

金融事業では、東京海上アセットマネジメント株式会社による年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業(フィービジネス)を中心に取り組みました。

一般事業では、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き取り組みました。

## ■CSR

東京海上日動は、気候変動や自然災害リスクに関する産学連携研究に取り組んでおりま

す。昨年8月に開催された「第1回防災推進国民大会」では、「安心・安全を未来につなぐー東日本大震災等で得られた教訓は活かされているか」と題したフォーラムを、東北大学災害科学国際研究所と共同で開催しました。また、海外におけるマングローブ植林や国内環境保護活動等を通じて地球環境保護にも継続的に取り組んでおります。

## ■対処すべき課題

2017年度、世界経済は、米国を中心とした緩やかな成長が続くと見込まれますが、米国新政府の政権運営や英国のEU離脱交渉に加え、地政学的なリスクも懸念されます。

わが国経済は、個人消費の持ち直しや、公共投資による経済の押し上げ効果により、緩やかな景気回復が継続することが期待されます。

こうした状況のなか、東京海上グループは、中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の最終年度として、「リスクベース経営」を基軸に、資本効率の高い事業への投資やグローバルなリスク分散を進め、強みである財務の健全性を維持しつつ、持続的な利益成長と資本効率の向上をバランスよく達成することを目指します。また、すべての基盤となるグループ一体経営のさらなる強化に引き続き取り組んでまいります。

国内損害保険事業では、生損一体のビジネスモデルをお客様の視点に立って一層深化させるとともに、地方創生や健康経営を積極的に支援してまいります。また、テクノロジーの進展等の環境変化を的確にとらえた商品・サービス戦略を展開しつつ、研究開発の強化により、サイバーセキュリティや農業、シェアリング・エコノミー等の新しい分野に関するリスクへの対応力を高めてまいります。

国内生命保険事業では、低金利環境の長期化が見込まれるなか、引き続き資産と負債の総合管理(ALM)を基本とした資産運用を行うとともに、就業不能、医療、介護等の分野への保障を提供する「生存保障革命」を推進することで、保障性商品の販売を強化してまいります。また、当年8月には、新しいテクノロジーを活用して、お客様の健康増進活動をサポートする業界初の医療保険を発売しますが、引き続き、こうしたイノベーションに挑戦してまいります。

海外保険事業では、内部成長の強化と規律ある戦略的なM&Aの推進により、資本効率の向上と収益の拡大を目指してまいります。内部成長の強化については、当社グループのグローバルネットワークを活用してエイチシーシー社の専門性の高い保険商品の販売を一

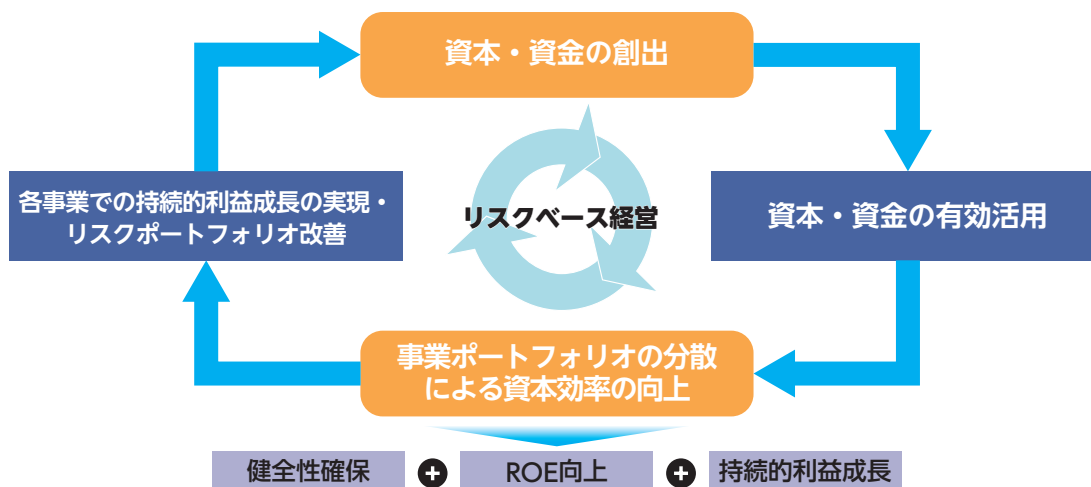
層推進していくことや、高度なノウハウを持つデルファイ社への委託によって資産運用収益を拡大していくこと等を通じて、引き続きグループ全体のシナジーを実現してまいります。また、戦略的なM&Aについては、グローバルな成長機会の追求とリスク分散のさらなる推進に向けて取り組んでまいります。

これらの各事業を支えていくのは人であります。当社グループは社員誰もが健康で能力を最大限に発揮しグループの成長に貢献できるよう取り組んでおり、2年連続で「健康経営銘柄」に選定されました。2017年度も、女性の活躍推進、グローバル人材の育成、障がい者雇用等に積極的に取り組むとともに、社員のやりがい、働きがいにつながる真の働き方改革の実現を目指してまいります。

株主還元につきましては、配当を基本とする方針としており、利益水準の向上を通じた配当の充実を図ってまいります。

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、グループを挙げて業務に邁進してまいり所存でございます。お客様や社会から広く信頼される「良い会社(Good Company)」を築いてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 【中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の全体像】



- (注) 1. 本事業報告における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております(以下の諸表でも同様であります)。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載している数値は、連結損益計算書に計上する経常収益および経常利益として調整を行う前の数値であります。
3. コンパインド・レシオとは、保険料を分母、保険金と経費を分子としてパーセントで表す損害保険会社の収益指標で、100%は収支均衡を示します。
4. 海外保険事業における保険料収入等の円貨額は、昨年12月末の為替相場による換算額であります。

## (2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

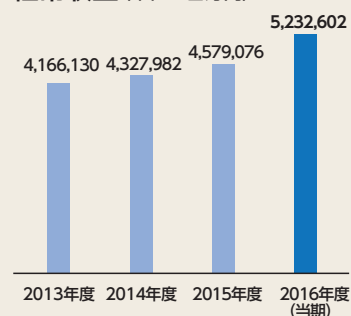
### イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	4,166,130	4,327,982	4,579,076	5,232,602
経 常 利 益	274,386	358,182	385,825	387,659
親会社株主に帰属する当期純利益	184,114	247,438	254,540	273,856
包 括 利 益	442,277	997,024	△14,543	169,603
純 資 産 額	2,739,114	3,609,655	3,512,656	3,569,760
総 資 産	18,948,000	20,889,670	21,855,328	22,607,603

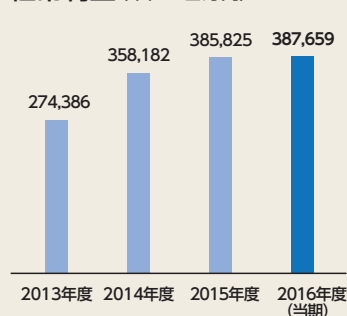
### ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	19,442	149,751	96,736	84,702
受 取 配 当 金	13,106	143,701	89,455	74,160
保険業を営む子会社等	11,600	142,215	82,782	68,994
その他の子会社等	1,506	1,486	6,673	5,166
当 期 純 利 益	12,384	141,734	57,402	68,666
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	16円14銭	185円57銭	76円06銭	91円15銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総 資 産	2,478,082	2,509,565	2,486,765	2,436,616
保険業を営む子会社等株式等	2,374,845	2,383,545	2,333,913	2,329,195
その他の子会社等株式等	81,718	80,857	80,627	74,202

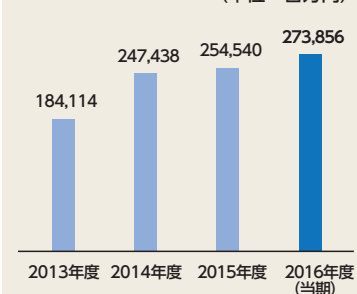
経常収益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



### (3) 企業集団の主要な事務所の状況(2017年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### (4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減(△)
国内損害保険事業	20,221名	20,538名	317名
国内生命保険事業	2,301名	2,249名	△52名
海外保険事業	12,707名	13,637名	930名
金融・一般事業	1,673名	2,418名	745名
合計	36,902名	38,842名	1,940名

### (5) 企業集団の主要な借入先の状況(2017年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### (6) 企業集団の資金調達の状況

該当ありません。

### (7) 企業集団の設備投資の状況

#### イ 設備投資の総額

事業セグメント	金額
国内損害保険事業	24,226百万円
国内生命保険事業	562百万円
海外保険事業	9,404百万円
金融・一般事業	732百万円
合計	34,926百万円

(注) 1. 金額には、当年度中の設備投資の総額を記載しております。

2. 金額として記載の円貨額には、外貨建設備投資の昨年12月末の為替相場による換算額が一部含まれております。

#### ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況(2017年3月31日現在)

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	100.0 %	—
日新火災海上保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 20,389	100.0 %	—
イーデザイン損害保険(株)	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 25,903	91.6 %	—
東京海上日動あんしん生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	100.0 %	—
東京海上ミレア少額短期保険(株)	横浜市西区	少額短期保険業	2003年 9月1日	百万円 895	100.0 %	—
東京海上アセットマネジメント(株)	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	100.0 %	—
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2011年 6月29日	百万円 0	100.0 (100.0) %	—
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	持株会社	1981年 7月6日	百万円 0	100.0 (100.0) %	—
フィラデルフィア・インデムニティー・インシュアランス・カンパニー	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	損害保険業	1927年 2月4日	百万円 504	100.0 (100.0) %	—
ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッド	米国・ハワイ州・ホノルル	損害保険業	1982年 8月6日	百万円 479	100.0 (100.0) %	—
トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパニー	米国・ニューヨーク州・ニューヨーク	損害保険業	1998年 8月13日	百万円 560	100.0 (100.0) %	—

(次頁に続く)



会社名	所在地	主要な 事業内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
デルファイ・ファイナン シャル・グループ・インコ ーポレイテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	1987年 5月27日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
セイフティ・ナショナル・ カジュアリティ・コーポ レーション	米国・ミズーリ州・ セントルイス	損害保険業	1942年 11月28日	百万円 3,365	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダ ード・ライフ・インシユア ランス・カンパニー	米国・イリノイ州・ シャンバーグ	生命保険業	1907年 4月2日	百万円 6,282	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダ ード・ライフ・インシユア ランス・カンパニー・オブ ・テキサス	米国・テキサス州・ ヒューストン	生命保険業	1983年 8月16日	百万円 78	% 100.0 (100.0)	—
エイチシーシー・インシ ュアランス・ホールディ ングス・インコーポレイ テッド	米国・デラウェア 州・ドーバー	持株会社	1991年 3月27日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
ヒューストン・カジュア ルティ・カンパニー	米国・テキサス州・ ダラス	損害保険業	1981年 5月27日	百万円 560	% 100.0 (100.0)	—
ユーエス・スペシャルテ ィ・インシユアランス・カ ンパニー	米国・テキサス州・ ダラス	損害保険業	1986年 10月28日	百万円 471	% 100.0 (100.0)	—
エイチシーシー・ライフ・ インシユアランス・カン パニー	米国・インディア ナ州・インディア ナポリス	生命保険業	1980年 12月3日	百万円 280	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・キル ン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	百万円 141	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アン ダーライティング・リミ テッド	英国・ロンドン	損害保険業	2008年 10月27日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
エイチシーシー・インタ ーナショナル・インシユ アランス・カンパニー・ピ ーエルシー	英国・ロンドン	損害保険業	1981年 7月22日	百万円 21,329	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・ミレニアム・ リー・アーゲー	スイス・チューリ ッヒ	損害保険業	2000年 3月15日	百万円 25,515	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール・シンガポール	持株会社	1992年 3月12日	百万円 48,883	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・インシュアランス・シンガポール・リミテッド	シンガポール・シンガポール	損害保険業	1923年 7月11日	百万円 8,027	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド	シンガポール・シンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	百万円 2,889	% 85.7 (85.7)	—
トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド	マレーシア・クアラルンプール	損害保険業	1999年 4月28日	百万円 10,228	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド	マレーシア・クアラルンプール	生命保険業	1998年 2月11日	百万円 5,729	% 100.0 (100.0)	—
エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド・ムンバイ	生命保険業	2009年 11月25日	百万円 4,527	% 49.0 (49.0)	—
トウキョウ・マリン・セグラー・エス・エー	ブラジル・サンパウロ	損害保険業	1937年 6月23日	百万円 21,553	% 97.8 (97.8)	—

- (注) 1. 本表は、子会社等のうち重要なものについて記載しております。  
2. 外貨建で資本金を有する会社の資本金については、当社決算日の為替相場による円貨への換算額を記載しております。  
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内には、子会社の所有割合を内数で記載しております。

## (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況(2017年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
隅 修三	取締役会長(代表取締役)	東京海上日動火災保険株式会社相談役 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役) 株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役) 公益社団法人経済同友会副代表幹事	—
永野 毅	取締役社長(代表取締役) 担当：グループCEO	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長	—
藤井 邦彦	専務取締役 担当：グループリスク管理 総括、リスク管理部、海外 事業企画部(海外事業戦略 (ERM等))	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	(注)3.
石井 一郎	専務取締役(代表取締役) 担当：海外事業総括、海外 事業企画部(北米(エイチ シー社))	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	(注)4.
藤田 裕一	常務取締役 担当：グループ資産運用 総括、財務企画部、経理 部、監査部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	(注)5.
湯浅 隆行	常務取締役(代表取締役) 担当：グループ資本政策 総括、経営企画部、法務 部、内部統制部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
北沢 利文	取締役	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 一般社団法人日本損害保険協会会長	—
広瀬 伸一	取締役	東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長	(注)6.
三村 明夫	取締役(社外取締役)	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本郵政株式会社取締役(社外取締役) 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役) 株式会社産業革新機構取締役(社外取締役) 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭	—
佐々木幹夫	取締役(社外取締役)	三菱商事株式会社特別顧問 株式会社三菱総合研究所取締役(非業務執行取締役)	—

(次頁に続く)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
江川 雅子	取締役(社外取締役)	一橋大学大学院商学研究科教授 三井不動産株式会社取締役(社外取締役) 旭硝子株式会社取締役(社外取締役)	—
樋口 泰行	取締役(社外取締役)	日本マイクロソフト株式会社執行役員会長 マイクロソフトコーポレーションコーポレートバイス プレジデント アスクル株式会社取締役(社外取締役) 株式会社フェイス取締役(社外取締役)	(注)7.
玉井 孝明	常勤監査役	—	(注)8.
伊藤 卓	常勤監査役	—	(注)9.
川本 裕子	監査役(社外監査役)	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(社 外取締役)	(注)10.
堀井 昭成	監査役(社外監査役)	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事・特 別顧問	(注)11.
和仁 亮裕	監査役(社外監査役)	弁護士	(注)12.

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております(以下、本事業報告において同様であります)。
2. 三村明夫、佐々木幹夫、江川雅子、樋口泰行、川本裕子、堀井昭成および和仁亮裕の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
3. 藤井邦彦氏は、2017年4月1日付で当社および東京海上日動火災保険株式会社の取締役副社長に就任していません。
4. 石井一郎氏は、2017年4月1日付で当社および東京海上日動火災保険株式会社の取締役副社長に就任していません。
5. 藤田裕一氏は、2017年4月1日付で当社および東京海上日動火災保険株式会社の専務取締役に就任しています。
6. 広瀬伸一氏は、2017年3月31日付で東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長を退任し、同年4月1日付で当社常務取締役に就任しています。
7. 樋口泰行氏は、2017年3月31日付で日本マイクロソフト株式会社執行役員会長およびマイクロソフトコーポレーションコーポレートバイスプレジデントを退任し、同年4月1日付でパナソニック株式会社専務役員に就任しています。
8. 玉井孝明氏は、当社および東京海上日動火災保険株式会社の経理部門担当役員の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 伊藤 卓氏は、当社経営企画部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
10. 川本裕子氏は、長年の金融機関に関する研究活動等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
11. 堀井昭成氏は、日本銀行の役職員としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
12. 和仁亮裕氏は、金融機関の企業法務に携わる弁護士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

## (2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	13名	493百万円
監査役	5名	111百万円
計	18名	604百万円

- (注) 1. 支給人数には、2016年6月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 報酬等には、上記1. の取締役1名に対する報酬等が含まれております。
3. 報酬等のうち、取締役に対する新株予約権に関する報酬等は87百万円であります。
4. 取締役および監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区 分	株主総会で定められた報酬限度額	
取締役	月額報酬等	月額 50百万円
	新株予約権に関する報酬等	年額 140百万円
監査役	月額報酬等	月額 12百万円
計	月額報酬等	月額 62百万円
	新株予約権に関する報酬等	年額 140百万円

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
三村 明夫(社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額となります。
佐々木幹夫(社外取締役)	
江川 雅子(社外取締役)	
樋口 泰行(社外取締役)	
川本 裕子(社外監査役)	
堀井 昭成(社外監査役)	
和仁 亮裕(社外監査役)	

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況(2017年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先のうち、新日鐵住金株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、三菱商事株式会社、旭硝子株式会社および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、当社保険子会社と相当額の保険取引がありますが、各社外役員は、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
三村 明夫 (社外取締役)	6年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
佐々木幹夫 (社外取締役)	5年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
江川 雅子 (社外取締役)	1年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
樋口 泰行 (社外取締役)	9カ月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した10回の取締役会のうち9回(うち定時取締役会9回の全て)に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
川本 裕子 (社外監査役)	10年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち11回(うち定時取締役会11回の全て)に、また、11回の監査役会の全てに出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
堀井 昭成 (社外監査役)	5年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の日本銀行の役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
和仁 亮裕 (社外監査役)	2年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

- (注) 1. 在任期間には、当年度末現在の在任期間を記載しております。  
 2. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しております。  
 3. 当年度に開催した12回の取締役会のうち、11回は定時取締役会、1回は臨時取締役会であります。また、当年度に開催した11回の監査役会は全て定時監査役会であります。

### (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	82百万円	—

- (注) 1. 保険持株会社からの報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は6百万円であります。  
 2. 支給人数および保険持株会社からの報酬等の内訳は以下のとおりであります。
- ・社外取締役 4名 43百万円
  - ・社外監査役 3名 39百万円

### (4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)までの内容に対して、社外役員の意見はありません。

## 4. 株式に関する事項

### (1) 株式数(2017年3月31日現在)

発行可能株式総数	3,300,000千株
発行済株式の総数	753,024千株(自己株式2,912千株を含みます)

### (2) 当年度末株主数 79,673名

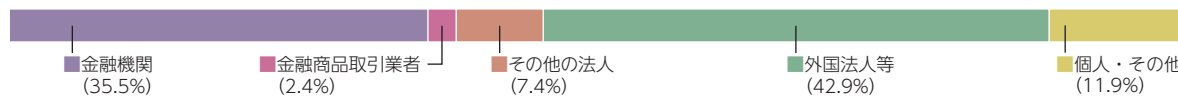
### (3) 大株主(2017年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	45,731 千株	6.1 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	40,754	5.4
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001	24,802	3.3
明治安田生命保険相互会社	15,779	2.1
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	14,825	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口5	14,690	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口1	10,905	1.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口	10,832	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口2	10,770	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口7	10,457	1.4

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口の持株10,832千株は、三菱商事株式会社が退職給付信託として信託設定した信託財産であります。  
2. 持株比率は、自己株式2,912千株を控除して計算しております。

### 所有者別株式分布状況

合計(100%)



<当年度末発行済株式総数 753,024千株>

## 5. 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。



## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員： 荒川 進 出澤 尚 原田 優子	125百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容：国際財務報告基準(IFRS)に関連した会計アドバイザリー・サービス等

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、1,135百万円でありませぬ。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

#### ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、PwCあらた有限責任監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けております。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。「内部統制基本方針」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### (2) 内部統制システムの運用状況の概要

#### イ 内部統制システム全般

当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会である内部統制委員会での審議結果に基づき、年に2回、取締役会がその内容を確認しており、当年度は、グループ全体として、内部統制上の重大な不備が生じていないことを確認しました。

#### ロ グループ会社の経営管理に関する取り組み

当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令および定款に適合することを確保することなどを目的として、グループ会社が遵守すべき各種基本方針等を定めております。また、毎年、新設または改定の要否を検討することとしており、当年度も一部の基本方針について見直しを行いました。

当社は、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が事前に承認するものおよび当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っております。

#### ハ コンプライアンスに関する取り組み

当社グループは、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等の周知徹底を図るために、毎年、役職員を対象とする研修を行っております。

当社グループは、役職員がコンプライアンス上の問題について内部通報するために社内外のホットラインを設け、研修等を通じてその利用につき周知を図るとともに、通報案件に対応しております。加えて、当年4月より、海外のグループ会社の役職員の利便性を高めるため社外通報窓口の多言語化を行うこととしました。

当社グループは、経済制裁や贈収賄をはじめとする域外適用のある規制分野を中心に、海外のグループ会社の先進的な取り組みも参考にしながら、グループ全体での態勢整備を進めております。

#### ニ リスク管理に関する取り組み

当社は、グループの財務の健全性や業務継続性に極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクへの対応策を策定のうえ、その実施状況について内部統制委員会での審議を経て、取締役会において確認しております。当年度は、サイバーセキュリティ管理の態勢強化に向けて外部監査を活用したほか、グループCISO(サイバーセキュリティ管理に関する総括役員)の設置やグループにおけるサイバーセキ

セキュリティ要員の増強等に取り組んでいくことを決定しました。

当社は、格付けの維持および倒産の防止を目的として、保有しているリスク対比で実質純資産が十分な水準にあることを多角的に検証し、財務の健全性が確保されていることを、取締役会において確認しております。

#### ホ 監査役監査の実効性確保に関する取り組み

当社においては、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧等を行うことで、取締役の職務の執行状況を確認できるようにするなど、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために十分な情報を提供しております。

当社の内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画、内部監査結果および内部監査計画の振返りの報告をしております。

当社は、内部通報のためのホットラインの運用状況について、年に4回、監査役に報告しております。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

### 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

### 12. その他

該当ありません。

## 2016年度(2017年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	710,666	保険契約準備金	15,544,525
コールローン	220,805	支払備金	2,753,498
買現先勘定	34,999	責任準備金等	12,791,026
債券貸借取引支払保証金	21,809	社 債	69,097
買入金銭債権	1,265,837	その他の負債	2,629,093
金銭の信託	101,650	債券貸借取引受入担保金	951,334
有価証券	16,098,063	その他の負債	1,677,758
貸付金	1,253,094	退職給付に係る負債	244,253
有形固定資産	289,398	役員退職慰労引当金	24
土地	133,191	賞与引当金	65,612
建物	119,234	特別法上の準備金	93,645
建設仮勘定	690	価格変動準備金	93,645
その他の有形固定資産	36,282	繰延税金負債	329,527
無形固定資産	880,080	負ののれん	59,598
ソフトウェア	40,887	支払承諾	2,465
のれん	466,793	負債の部合計	19,037,843
その他の無形固定資産	372,399	(純資産の部)	
その他資産	1,706,741	資本金	150,000
退職給付に係る資産	3,386	利益剰余金	1,699,030
繰延税金資産	31,032	自己株式	△13,658
支払承諾見返	2,465	株主資本合計	1,835,371
貸倒引当金	△12,429	その他有価証券評価差額金	1,600,740
資産の部合計	22,607,603	繰延ヘッジ損益	11,098
		為替換算調整勘定	112,869
		退職給付に係る調整累計額	△17,933
		その他の包括利益累計額合計	1,706,774
		新株予約権	2,292
		非支配株主持分	25,321
		純資産の部合計	3,569,760
		負債及び純資産の部合計	22,607,603

# 2016年度 ( 2016年4月1日から 2017年3月31日まで ) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 入 益	5,232,602
保 険 引 受 収 益	4,558,623
正 味 取 入 保 険 料	3,480,478
取 入 積 立 保 険 料	114,477
積 立 保 険 等 運 用	47,171
生 命 保 険 引 受 収	904,418
そ の 他 保 険 引 受 収	12,077
資 産 運 用 収 益	565,006
利 息 及 び 配 当 金 収 入	424,366
金 銭 の 信 託 運 用 益	957
有 価 証 券 運 用 益	26,455
有 価 証 券 償 還 益	120,927
有 価 証 券 償 還 益	844
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	27,200
そ の 他 運 用 収 益	11,426
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△47,171
そ の 他 経 常 収 益	108,972
負 の の れ ん 償 却 額	10,229
そ の 他 の 経 常 収 益	98,743
経 常 費 用	4,844,943
保 険 引 受 費 用	3,880,059
正 味 支 払 保 険 金	1,814,853
損 害 調 査 費	136,008
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	685,493
満 期 返 戻 金	201,568
契 約 者 配 当 金	82
生 命 保 険 金 等	640,412
支 払 備 金 繰 入 額	164,810
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	231,077
そ の 他 保 険 引 受 費 用	5,751
資 産 運 用 費 用	76,804
金 銭 の 信 託 運 用 損	2,654
有 価 証 券 売 却 損	36,488
有 価 証 券 評 価 損	7,292
有 価 証 券 償 還 損	2,548
有 金 融 派 生 商 品 費 用	10,897
そ の 他 運 用 費 用	16,922
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用	868,195
そ の 他 経 常 費 用	19,883
支 払 利 息	12,208
支 貸 倒 損	596
持 分 法 に よ る 投 資 損	789
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費	3,826
そ の 他 の 経 常 費 用	2,461
経 常 利 益	387,659

(右上に続く)

科 目	金 額
特 別 利 益	8,252
固 定 資 産 処 分 益	5,662
そ の 他 特 別 利 益	2,589
特 別 損 失	8,949
固 定 資 産 処 分 損	2,213
減 損 損 失	935
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	5,500
そ の 他 特 別 損 失	(5,500)
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	386,962
法 人 税 及 び 住 民 税 等	128,946
法 人 税 等 調 整 額	△17,562
法 人 税 等 合 計	111,383
当 期 純 利 益	275,578
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,721
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	273,856

## 2016年度(2017年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>32,413</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,292</b>
現金及び預金	12,266	未払金	574
前払費用	13	未払費用	374
未収入金	20,130	未払法人税等	88
その他	2	未払事業所得税	12
<b>固定資産</b>	<b>2,404,203</b>	未払消費税等	295
<b>有形固定資産</b>	<b>224</b>	預り金	5
建物	145	賞与引当金	616
車両運搬具	29	その他の負債	324
工具、器具及び備品	49	<b>固定負債</b>	<b>246</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	退職給付引当金	246
電話加入権	0	<b>負債合計</b>	<b>2,539</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,403,978</b>	(純資産の部)	
関係会社株式	2,403,398	<b>株主資本</b>	<b>2,431,784</b>
その他	579	資本金	150,000
<b>資産合計</b>	<b>2,436,616</b>	資本剰余金	1,511,485
		資本準備金	1,511,485
		<b>利益剰余金</b>	<b>783,957</b>
		その他利益剰余金	783,957
		別途積立金	332,275
		繰越利益剰余金	451,682
		<b>自己株式</b>	<b>△13,658</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>2,292</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,434,077</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>2,436,616</b>

## 2016年度 ( 2016年 4月 1日から 2017年 3月 31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収		
	関係会社受取配当金 関係会社入手料	74,160 10,541	<b>84,702</b>
営	業 費		
	販売費及び一般管理費	10,229	<b>10,229</b>
営	業 利		<b>74,473</b>
	業 外 収 益		
	受取利息	0	
	未払配当金除斥益	42	
	受取事務手数料	16	
	その他	42	<b>101</b>
営	業 外 費 用		
	雑支	72	<b>72</b>
特	経 常 利 益		<b>74,502</b>
	別 損 失		
	関係会社株式評価損	5,801	
	固定資産除却損	0	<b>5,802</b>
	税引前当期純利益		<b>68,700</b>
	法人税、住民税及び事業税	33	<b>33</b>
	当期純利益		<b>68,666</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月17日

東京海上ホールディングス株式会社  
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 出澤 尚 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原田 優子 ㊦  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月17日

東京海上ホールディングス株式会社  
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 出澤 尚 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原田 優子 ㊦  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等およびPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2017年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 玉井孝明 ㊟

常勤監査役 伊藤卓 ㊟

監査役 川本裕子 ㊟

監査役 堀井昭成 ㊟

監査役 和仁亮裕 ㊟

(注) 監査役 川本裕子、堀井昭成、和仁亮裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

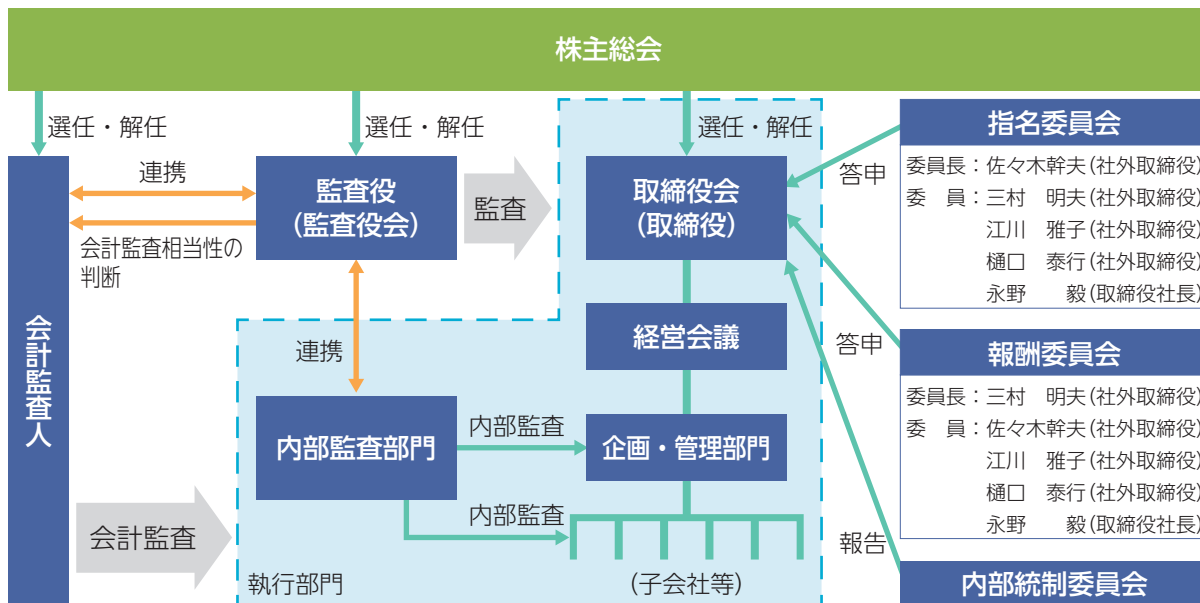
## ご参考：当社のコーポレートガバナンスの体制等

### (1) コーポレートガバナンス体制

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、「内部統制基本方針」に基づき、持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しております。

当社は、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定めております。当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意の指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としております。当社は、保険持株会社として、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員の指名・報酬を決定しており、決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しております。

コーポレートガバナンス体制図



## (2) 取締役会の実効性評価

### イ 取締役会の実効性評価の方法

当社は、取締役会のさらなる機能発揮に向け、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しております。具体的には、取締役会に参加している全員の意見を反映した評価とすべく、取締役および監査役的全員を対象に、取締役会の運営や機能発揮の状況に関するアンケートを行い、その結果を取締役に報告しております。

### ロ 取締役会の実効性評価の結果

取締役会の運営については、資料および説明ともにわかりやすくなり改善されている、取締役会では自由闊達で建設的な議論がなされている、社外役員の指摘に対して真摯に対応しているなど、概ね肯定的な意見であり、取締役会の機能発揮は概ね十分であると評価されております。

一方で、議案によっては、一層平易な表現で資料を簡潔に記載する努力を要するとの指摘や、説明をより簡潔にすべき場合があるとの指摘もあり、こうした点については引き続き改善に努めております。

## (3) 「戦略論議」の実施

当社は、社外取締役や社外監査役の知見を活かして、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略を構築していきたいと考えております。そのために、取締役会において、直面する経営環境や経営課題等をテーマにした論議を「戦略論議」と称し、実施しております。テーマの選定は、取締役および監査役的全員のアンケートの回答を基に行っております。2016年度は、以下のテーマについて論議を行っており、2017年度もこうした論議を継続していく予定であります。

- ・ 海外子会社経営者との意見交換
- ・ 低金利環境における国内生命保険事業の資産運用戦略と商品戦略
- ・ 事業環境変化を踏まえた東京海上グループの中長期的経営課題

## (4) 東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針

### 第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

#### (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

### 第2章 株主の権利・平等性の確保

#### (株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の充実に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

#### (政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

#### (関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループグループ内取引等の管理に関する基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

#### (適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

### 第5章 取締役会等の責務

#### (取締役会および取締役の役割)

- 第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
  - 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
  - 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

#### (取締役会の構成、取締役の任期)

- 第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。
- 2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
  - 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

**(取締役の選任要件)**

- 第9条 当社および主な事業子会社(東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいう。以下同じ。)の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
- 2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

**(監査役の役割)**

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

**(監査役会の構成)**

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

**(監査役の選任要件)**

- 第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
- 2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グロー

バル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

- 3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

**(執行役員の選任要件)**

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

**(指名委員会の役割)**

- 第14条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。
- 2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
- ①当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
  - ②当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件

**(指名委員会の構成)**

- 第15条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。
- 2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

**(社外役員の独立性判断基準)**

- 第16条 当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。
- ①当社の経営者または従業員である(あった)者
  - ②当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
  - ③当社の役員と親族関係にある者

- ④当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
- ⑤当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

#### (報酬委員会の役割)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価
- ②当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

#### (報酬委員会の構成)

第18条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

#### (役員報酬の決定に関する方針)

第19条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

- ①役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
  - ②業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
  - ③経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
  - ④経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。
- 2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
- 3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

#### (役員報酬体系)

第20条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。

- 2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

#### (事業子会社の統治方法)

第21条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

- 2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。
- 3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

#### (役員に対するトレーニングの方針)

第22条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

### 第6章 株主との対話

#### (株主との建設的な対話に関する方針)

第23条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。



- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- ⑤当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

## 第7章 改廃権限 (改廃権限)

第24条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は法務部担当の業務執行役員が行うことができる。

2017年5月15日改定

(注) 第16条にいう「別表」につきましては、19頁をご参照ください。

以 上

その他の当社のコーポレートガバナンスに関する事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しているコーポレートガバナンス報告書(最終更新：2017年5月)をご参照ください。

## BS番組「東京海上日動Presents 挑戦へのエール」

2016年10月より、BS番組「東京海上日動Presents 挑戦へのエール～Challenge Stories Next～」の放送を開始しました。

東京海上日動は、この番組を通じて、すべての人や社会の「挑戦」を応援していきたいという強い思いや、「良い会社(Good Company)」の実現に向けた社員、代理店、グループ会社の取り組みを広く訴求してまいります。

番組では、第一線で活躍するアスリートや文化人等の著名なゲストが登場し、自らの人生観や「挑戦」にまつわるエピソード等を伝えます。是非ご覧ください。

東京海上日動  
東京海上日動 Presents  
**挑戦へのエール**  
Challenge Stories Next

夢を追いかけるすべての人たちへ。  
いま、伝えたい、心からのメッセージ。  
様々な分野の第一線で活躍してきた挑戦者たちが日本中に熱いエールをお届けします。

**BS日テレ 毎月第2日曜 午後5時放送**

ナビゲーター 恵 俊彰氏

### 〈番組概要〉

放送日時	毎月第2日曜日 17:00から17:55まで
放送局	BS日テレ (BSデジタル放送 4チャンネル)
ナビゲーター	恵 俊彰氏
番組ゲスト	月替わりでアスリートや 文化人など著名なゲストを お迎えします。

## 海外グループ会社のCSRの取り組み

東京海上グループは、全世界で積極的にCSR活動に取り組んでおります。ここでは、海外グループ会社2社の取り組みをご紹介します。

### ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッドの取り組み



ハワイのグループ会社であるファースト・インシュアランス・カンパニーでは、社員がボランティアで高齢者や外出が困難な方に温かい食事を提供する取り組みを行っております。これは、非営利団体「ハワイ・ミールズ・オン・ホイールズ」の活動を支援するもので、同社の取り組みは、2016年度で10年目となります。社員ボランティアは、平日のお昼休み等を使って活動しており、年間800食以上をお届けしております。

### セイフティ・ナショナル・カジュアリティ・コーポレーションの取り組み



米国のグループ会社であるセイフティ・ナショナルは、社員が主体的に運営するサステナビリティ委員会を中心となり、エコ活動に積極的に取り組んでおります。ソーラーパネルの設置、電気製品リサイクル活動への協賛、エコ教育やグリーンボランティア等、多岐にわたる取り組みを行っており、2016年度はセントルイス商工会議所主催の「グリーンビジネスアワード」において優秀企業に選定されました。

## 「ぼうさい授業」が「最優秀レジリエンス賞」を受賞

東京海上日動では、東日本大震災で得た教訓を踏まえ、「次の災害に備えるための手助けをしたい」との思いから、2012年度より防災をテーマとした出前授業「ぼうさい授業～地震・津波編～」を全国で実施しております。

「ぼうさい授業」の講師は、東京海上グループの社員・代理店がボランティアで担当し、これまでに全国で約280回の授業を2万人を超える小学生や特別支援学校の生徒等を対象に実施しました。

この授業においては、地震・津波の発生のしくみ、津波と波の違い、災害が起こった際に身を守る方法、非常持出品による災害への備え等を、動画やイラストを使ってわかりやすく伝えております。



こうした取り組みが評価され、「ぼうさい授業」は、「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)2017」(注)において「最優秀レジリエンス賞」を受賞しました。

(注)「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)」は、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が主催する、次世代に向けたレジリエンス社会構築のため、強靱な国づくり、地域づくり、人づくり、産業づくりに資する取り組みを実施している企業・団体を評価、表彰する制度です。



ジャパン・レジリエンス・アワード

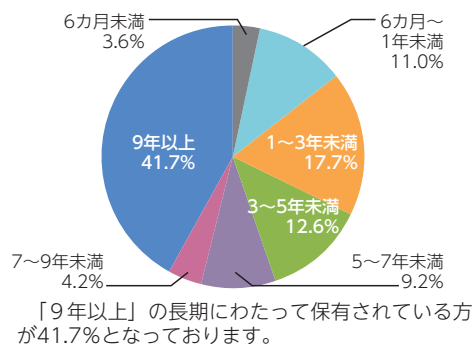
2017

## 「株主さま向けアンケート」の結果のご報告

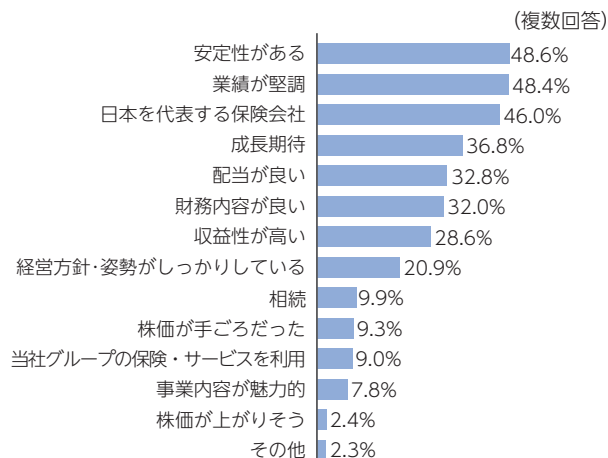
株主の皆さまにおかれましては、「第15期中間報告書」（昨年12月に発送）において実施いたしました「株主さま向けアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。アンケートにおいて頂戴したご意見は、今後の事業活動の参考にさせていただきます。

以下にアンケート結果の一部をご報告します。

### ■ 当社株式の保有年数をお知らせください



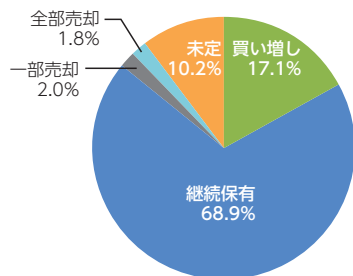
### ■ 当社株式をどのような理由で取得されましたか



「安定性がある」「業績が堅調」のご回答が上位を占めるとともに、「収益性が高い」「配当が良い」のご回答の割合が昨年よりも上昇しております。

### ■ 当社株式に対して

#### 今後どのような方針をお持ちですか



「継続保有」と「買い増し」を合計すると86.0%となり、多くの方が今後も保有されるご意向であることがうかがえます。

#### アンケートでいただいたご意見の一部をご紹介します。

- ・安定株として長期保有しており、配当が良いため今後も保有の継続を考えています。更なる増配を期待しています。
- ・時代の動きを素早く捉えた商品開発力に注目しています。
- ・更なる収益拡大に向けて今後も海外事業への注力を進めて欲しいと思っています。
- ・自動車保険の契約者としても、株主としても信頼を寄せています。



## 株主メモ

- 事業年度 : 4月1日から(翌年)3月31日まで
- 基準日 : 定時株主総会 3月31日
- : 期末配当 3月31日
- : 中間配当 9月30日
- 公告方法 : 電子公告により行います。  
          : ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができ  
          : ない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
- 上場取引所 : 東京証券取引所
- 単元株式数 : 100株
- 株主名簿管理人および  
特別口座の口座管理機関 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 郵便物送付先および  
電話照会先 : 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部  
              : 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
              : 電話 0120-232-711 (通話料無料)
- : お受け取りになられていない配当金のご請求につきましては、三菱UFJ信託銀行にお申し出くだ  
          : さい。なお、当社定款の定めにより、お支払開始日から満5年を経過した配当金につきましては  
          : お支払ができなくなりますので、お早めにお申し出くださいますようお願い申し上げます。

### ■株式関係の各種手続きについて

住所変更、配当金受取方法の指定・変更、単元未満株式の買取・買増請求などのお手続きのお申出先は、以下のとおりであります。

一般口座(証券会社の口座)に記録された株式……………お取引の証券会社にお申し出ください。

特別口座(三菱UFJ信託銀行の口座)に記録された株式(※)……………三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。

(※) 株券電子化実施(2009年1月)までに、お手持ちの株券を証券会社を通じて証券保管振替機構にお預けにならなかった場合などが該当します。

# 株主総会会場 ご案内図

会場：パレスホテル東京 2階 「葵」

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

☎ (03) 3211-5211

## 交通機関のご案内

都営地下鉄

○三田線

東京メトロ

●千代田線 ●半蔵門線

●丸の内線 ●東西線

「大手町駅」

C13b出口より

地下通路でパレスホテル東京

地下1階に直結

JR

「東京駅」

丸の内北口より 徒歩8分



※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい「ベジタブルインキ」を使用しています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



FSC  
www.fsc.org  
ミックス  
責任ある木質資源を使用した紙  
FSC® C022915



2017年6月1日

株主各位

**第15回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項**

東京海上ホールディングス株式会社

## <目次>

### 事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項	
(3) 企業集団の主要な事務所の状況	1
(5) 企業集団の主要な借入先の状況	2
5. 新株予約権等に関する事項	2
8. 業務の適正を確保するための体制の「内部統制基本方針」	4
9. 特定完全子会社に関する事項	6
連結株主資本等変動計算書	8
連結注記表	9
株主資本等変動計算書	20
個別注記表	21

上記の事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokiomarinehd.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供させていただきます。

## 1. 保険持株会社の現況に関する事項

### (3) 企業集団の主要な事務所の状況(2017年3月31日現在)

#### イ 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	2002年4月2日

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

#### ロ 子会社等

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1944年 3月20日
		北海道 他6部支店		
		東北 仙台支店 他9部支店		
		関東 東京中央支店 他31部支店		
		東海・北陸 愛知南支店 他25部支店		
		関西 大阪南支店 他24部支店		
		中国・四国 広島支店 他14部支店		
		九州 福岡中央支店 他13部支店		
	日新火災海上保険(株)	本社(東京本社)、さいたま本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1996年 8月6日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイトッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年 7月6日
	デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年 5月27日
	エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ドーバー	1991年 3月27日
	トウキョウ・マリオン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年 7月11日

金融・一般 事業	東京海上アセット マネジメント(株)	本社	東京都千代田区 丸の内一丁目8 番2号	1985年 12月9日
-------------	-----------------------	----	---------------------------	----------------

- (注) 1. 本表は子会社等のうち、主要なものについて記載しております。  
2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しております。  
3. 所在地には、本社の所在地を記載しております。  
4. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

#### (5) 企業集団の主要な借入先の状況(2017年3月31日現在)

事業セグメント	会社名	借入先	借入金残高
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	(株)三菱東京UFJ銀行	145,847百万円
		シンジケートローン	269,256百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするものであります。

#### 5. 新株予約権等に関する事項

当社が、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役および執行役員(以下、あわせて「当社役員等」といいます)を対象に、職務執行の対価として発行した新株予約権の事業年度の末日の状況およびその概要は、以下のとおりであります。

	事業年度の末日の状況		概要		
	新株予約権の 数	新株予約権の 目的たる株式の 種類および数	新株予約権の払込金額 (新株予約権1個当たり)	新株予約権の行使に 際して出資される 財産の価額	新株予約権を行使す ることができる期間
2005年7月発行新株予約権	5個	普通株式 2,500株	無償	株式1株当たり 払込金額1円	新株予約権付与 時から30年間
2006年7月発行新株予約権	4個	普通株式 2,000株	2,013,506円		
2007年7月発行新株予約権	38個	普通株式 3,800株	491,700円		
2008年8月発行新株予約権	66個	普通株式 6,600株	353,300円		
2009年7月発行新株予約権	247個	普通株式 24,700株	237,600円		
2010年7月発行新株予約権	382個	普通株式 38,200株	234,400円		
2011年7月発行新株予約権	584個	普通株式 58,400株	219,500円		
2012年7月発行新株予約権	927個	普通株式 92,700株	181,900円		
2013年7月発行新株予約権	998個	普通株式 99,800株	332,600円		
2014年7月発行新株予約権	1,193個	普通株式 119,300株	310,800円		
2015年7月発行新株予約権	1,240個	普通株式 124,000株	500,800円		
2016年7月発行新株予約権	1,726個	普通株式 172,600株	337,700円		

- (注) 1. 当社が発行している新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。
2. 2005年7月発行新株予約権は、旧商法第280条の20および同法第280条の21の規定に基づき、当社役員等を対象に、特に有利な条件で発行したものであります。
3. 2006年7月から2016年7月までに発行した新株予約権は、会社法第238条第1項および第2項ならびに同法第240条に基づき、当社役員等を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により発行したものであります。
4. 新株予約権者である当社役員等は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できます。

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	取締役 (社外役員を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2007年7月発行新株予約権	19個	普通株式 1,900株	1名	16個	—	—	1名	3個
2008年8月発行新株予約権	22個	普通株式 2,200株	1名	19個	—	—	1名	3個
2009年7月発行新株予約権	39個	普通株式 3,900株	1名	33個	—	—	1名	6個
2010年7月発行新株予約権	48個	普通株式 4,800株	1名	34個	1名	7個	1名	7個
2011年7月発行新株予約権	113個	普通株式 11,300株	2名	73個	2名	14個	1名	26個
2012年7月発行新株予約権	192個	普通株式 19,200株	3名	113個	2名	18個	1名	61個
2013年7月発行新株予約権	153個	普通株式 15,300株	3名	84個	2名	14個	2名	55個
2014年7月発行新株予約権	124個	普通株式 12,400株	5名	104個	2名	12個	1名	8個
2015年7月発行新株予約権	174個	普通株式 17,400株	6名	162個	3名	12個	—	—
2016年7月発行新株予約権	252個	普通株式 25,200株	8名	234個	3名	18個	—	—

(注) 事業年度の末日において当社取締役および監査役は、当社取締役および監査役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有しておりますが、この他、各新株予約権の発行時点において当社の執行役員または当社の主要な子会社の取締役もしくは執行役員として付与された新株予約権を以下の個数有しております。

- ・2005年7月発行新株予約権： 5個
- ・2006年7月発行新株予約権： 4個
- ・2007年7月発行新株予約権： 16個
- ・2008年8月発行新株予約権： 16個
- ・2009年7月発行新株予約権： 59個
- ・2010年7月発行新株予約権： 99個
- ・2011年7月発行新株予約権： 124個
- ・2012年7月発行新株予約権： 111個
- ・2013年7月発行新株予約権： 124個
- ・2014年7月発行新株予約権： 126個
- ・2015年7月発行新株予約権： 125個
- ・2016年7月発行新株予約権： 95個

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	使用人		子法人等の役員および使用人	
			交付人数	個数	交付人数	個数
2016年7月発行新株予約権	1,433個	普通株式 143,300株	8名	177個	65名	1,256個

(注) 本表の使用人の新株予約権の個数には、新株予約権の発行時点において当社の主要な子会社の取締役または執行役員であった当社使用人が、当該子会社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により付与された新株予約権を含んでおります。なお、当社の使用人は、当社執行役員(当社の取締役兼務者を除く)であります。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。

#### 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

#### 1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
  - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
    - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
    - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
    - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
  - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

#### 2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制

を整備する。

- a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
  - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
  - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
  - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

### 3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
- a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
  - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
  - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

### 4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。
- (5) 当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、

透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

- (7) 当社は、(1)～(6)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

#### 5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

#### 7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2015年4月1日改定

## 9. 特定完全子会社に関する事項



(1) 特定完全子会社の名称及び住所

東京海上日動火災保険株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

2,095,774百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,436,616百万円

2016年度（ 2016年4月1日から  
2017年3月31日まで ） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150,000	1,531,072	△ 10,742	1,670,329
当期変動額				
剰余金の配当		△ 94,354		△ 94,354
親会社株主に帰属する 当期純利益		273,856		273,856
自己株式の取得			△ 25,081	△ 25,081
自己株式の処分		△ 252	1,061	808
自己株式の消却		△ 21,104	21,104	—
連結範囲の変動		5,019		5,019
合併による増加		3,822		3,822
連結子会社の増資による 持分の増減		△ 21		△ 21
在外子会社の採用する 会計基準に基づく変動		993		993
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	167,958	△ 2,916	165,042
当期末残高	150,000	1,699,030	△ 13,658	1,835,371

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額			
当期首残高	1,601,187	19,870	210,134	△ 16,796	2,485	25,445	3,512,656
当期変動額							
剰余金の配当							△ 94,354
親会社株主に帰属する 当期純利益							273,856
自己株式の取得							△ 25,081
自己株式の処分							808
自己株式の消却							—
連結範囲の変動							5,019
合併による増加							3,822
連結子会社の増資による 持分の増減							△ 21
在外子会社の採用する 会計基準に基づく変動							993
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 447	△ 8,771	△ 97,264	△ 1,137	△ 192	△ 124	△ 107,938
当期変動額合計	△ 447	△ 8,771	△ 97,264	△ 1,137	△ 192	△ 124	57,103
当期末残高	1,600,740	11,098	112,869	△ 17,933	2,292	25,321	3,569,760

## 連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 153 社

主要な会社名

東京海上日動火災保険(株)  
日新火災海上保険(株)  
イーデザイン損害保険(株)  
東京海上日動あんしん生命保険(株)  
東京海上ミレア少額短期保険(株)  
東京海上アセットマネジメント(株)  
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド<sup>△</sup>  
ファイテールファイ・コンソリテイトッド・ホールディング・コーポレーション  
ファイテールファイ・インデムニティー・インシュアランス・カンパニー  
ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッド<sup>△</sup>  
トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパニー  
テールファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド<sup>△</sup>  
セイフティ・ナショナル・カシユアルティ・コーポレーション  
ライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー  
ライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・テキサス  
エイチシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド<sup>△</sup>  
ヒューストン・カシユアルティ・カンパニー  
ユーエス・スペシャルティ・インシュアランス・カンパニー  
エイチシー・ライフ・インシュアランス・カンパニー  
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド<sup>△</sup>  
トウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド<sup>△</sup>  
エイチシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパニー・ヒールシー  
トウキョウ・ミレニアム・リー・アーケター  
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド<sup>△</sup>  
トウキョウ・マリン・インシュアランス・シンガポール・リミテッド<sup>△</sup>  
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド<sup>△</sup>  
トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ヘルハット<sup>△</sup>  
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ヘルハット<sup>△</sup>  
トウキョウ・マリン・セグレート・レー・エス・エー

トウキョウ・マリン・マネジメント・インコーポレイテッド<sup>△</sup> 他 5 社は重要性が増加したこと等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありましたエイチシー・スペシャルティ・ホールディングス・(ナンバー 1)・リミテッド<sup>△</sup> 他 5 社は清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。また、トウキョウ・ブルーベル・リミテッド<sup>△</sup> 他 1 社は清算手続中であり、当連結会計年度末における重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

## (2) 主要な非連結子会社の名称等

### 主要な会社名

東京海上日動調査サービス(株)  
東京海上キャピタル(株)

### 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用の関連会社の数 13 社

#### 主要な会社名

エデールワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス(株)、東京海上キャピタル(株)）および関連会社（イフコトキョウ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド 他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 当社は、東京海上日動火災保険(株)および日新火災海上保険(株)を通じて日本地震再保険(株)の議決権の 30.1%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

(4) 決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社 3 社および海外連結子会社 141 社の決算日は 12 月 31 日であります。決算日の差異が 3 カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

③ 業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

東京海上日動あんしん生命保険(株)において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理する

ために「解約返戻金市場金利連動型個人年金保険（米国通貨建）のうち据置期間中の保険契約に係るドル建て責任準備金部分」、「積立利率変動型個人年金保険のうち据置期間中の保険契約に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（米国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」および「積立利率変動型一時払終身積立保険（日本国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。

なお、当連結会計年度末において、一時払個人年金保険を対象とする小区分を廃止し、当該小区分で保有していた責任準備金対応債券をその他有価証券に振り替えております。これは当該小区分に係る責任準備金残高が減少したことにより、資産と負債のマッチングを利用した金利リスク管理の実態を財務諸表へ反映する意義が薄れたこと等によるものであります。この変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

- ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ⑤ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑥ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

## (2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

## (3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社および国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備等を除く）については定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

これは近年の海外保険事業の拡大により定額法を採用する会社の割合が高まったことを契機に減価償却方法の見直しを行ったところ、当社グループで保有する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に使用されることが見込まれ、耐用年数にわたって均等に費用配分することが実態をより適正に表すものと判断したことによるものであります。これにより、定額法を採用する海外連結子会社と会計方針が統一されております。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,930百万円増加しております。

## (4) 無形固定資産の減価償却の方法

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

## (5) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

### ② 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

### ③ 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

### ④ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

## (6) 退職給付に係る会計処理の方法

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

### ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～13年）による定額法により費用処理しております。

## (7) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## (8) 重要なリース取引の処理方法

主な国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (9) 重要なヘッジ会計の方法

### ① 金利関係

東京海上日動火災保険㈱および東京海上日動あんしん生命保険㈱は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM）を実施しております。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）（以下「第26号報告」という。）に基づく繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、東京海上日動火災保険㈱は、第26号報告適用前の業種別監査委員会報告第16号「保険業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年3月31日 日本公認会計士協会）による2003年3月末の繰延ヘッジ利益については、第26号報告の経過措置に基づいて、ヘッジ手段の残存期間（1～17年）にわたり、定額法により損益に配分しております。なお、本経過措置に基づく、当連結会計年度末の繰延ヘッジ損益（税相当額控除前）は4,498百万円、当連結会計年度の損益に配分された額は3,241百万円であります。

### ② 為替関係

主な国内保険連結子会社は、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している通貨スワップ取引・為替予約取引の一部については、時価ヘッジ処理または振当処理を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、東京海上日動火災保険㈱は、在外子会社の持分に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する外貨建借入金については、繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

## (10) のれんの償却方法及び償却期間

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、ファイナンス・コンサルティング・コーポレーションに係るものについては20年間、エイシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドおよびトキョウ・マシナリ・グループ・リミテッドに係るものについては10年間、デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッドに係るものについては5年間、その他については5～15年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。

なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20年間の均等償却を行っております。

## (11) 保険業法第113条繰延資産の処理方法

イーデザイン損害保険㈱の保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、法令および同社の定款の規定に基づき行っております。

## <追加情報の注記>

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

## <連結貸借対照表の注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は350,261百万円、圧縮記帳額は18,793百万円であります。
2. 非連結の関係会社の株式の額は127,451百万円、出資金の額は11,299百万円であります。
3. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は7,867百万円であります。この内訳は次のとおりであります。
  - (1) 破綻先債権額は0百万円であります。

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
  - (2) 延滞債権額は347百万円であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
  - (3) 3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
  - (4) 貸付条件緩和債権額は7,519百万円であります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 担保に供している資産は、預貯金53,362百万円、買入金銭債権30,198百万円、有価証券323,397百万円あります。

また、担保付き債務は、支払備金148,164百万円、責任準備金120,963百万円、社債2,912百万円、その他の負債(外国再保険借等)70,517百万円あります。
5. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は、社債2,912百万円あります。

また、当該ノンリコース債務に対応する資産は、有価証券2,914百万円あります。
6. 現先取引等により受け入れているコマーシャルペーパー等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは59,872百万円(時価)であり、すべて自己保有しております。



7. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが1,130,081百万円含まれております。

8. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	531,990百万円
貸出実行残高	283,407百万円
差引額	248,583百万円

9. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産および負債の額はともに483,153百万円であります。

10. 東京海上日動火災保険㈱は子会社の債務を保証しており、各社に対する保証残高は次のとおりであります。

トウキョウ・マリン・コンパニー・デ・セグロス	3,407百万円
トウキョウ・マリン・パシフィック・インシュアランス・リミテッド	3,537百万円
計	6,944百万円

11. その他資産には、保険業法第113条繰延資産7,653百万円が含まれております。

12. その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円が含まれております。

#### <連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	568,689百万円
給与	304,286百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. その他特別利益の内訳は、関係会社清算益1,496百万円および関係会社における事業譲渡益1,093百万円であります。

3. 減損損失について次のとおり計上しております。

用途	種類	場所等	減損損失(百万円)			
			土地	建物	その他	合計
事業用不動産等 (介護事業)	建物等	東京都世田谷区に 保有する建物付属 設備など3物件	—	1	8	9
遊休不動産およ び売却予定不動 産	土地および建物	東京都練馬区に保 有する厚生施設な ど3物件	0	624	—	625
遊休資産	ソフトウェア	—	—	—	300	300
合計			0	625	309	935

保険事業等の用に供している事業用不動産等については連結会社毎に1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等および売却予定不動産等ならびに介護事業の用に供している事業用不動

産等については主たる用途に基づき個別の物件毎にグルーピングしております。

介護事業の用に供している事業用不動産等において、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

遊休不動産および売却予定不動産において、主に将来の売却に向けて建物の解体撤去方針が決定したこと等に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は売却予定価額から処分費用見込額を減じた額であります。

また、遊休資産において、将来の使用が見込まれないため、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

### <連結株主資本等変動計算書の注記>

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	757,524	—	4,500	753,024
合計	757,524	—	4,500	753,024
自己株式				
普通株式	2,839	4,853	4,780	2,912
合計	2,839	4,853	4,780	2,912

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少4,500千株は、すべて自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,853千株の主な内訳は、自己株式の取得による増加4,834千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,780千株の主な内訳は、自己株式の消却による減少4,500千株であります。

#### 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(百万円)
当社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	2,292

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年6月27日 定時株主総会	普通株式	43,394	57.50	2016年3月31日	2016年6月28日
2016年11月18日 取締役会	普通株式	50,959	67.50	2016年9月30日	2016年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2017年6月26日開催の第15回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月26日 定時株主総会	普通株式	54,383	利益剰余金	72.50	2017年3月31日	2017年6月27日

#### <金融商品に関する注記>

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っております。運用する資産は、積立保険や年金保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しております。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理（ALM）を行っております。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値（運用資産価値－保険負債価値）の拡大を目指しております。

負債対応資産以外については、保険金支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでおります。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る資産運用リスク（市場リスク、信用リスクおよび市場流動性リスク等）管理を実施しております。

こうした取り組みによって、短期的な収益の変動を抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非連結子会社株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預貯金	710,666	710,756	89
(2) コールローン	220,805	220,805	—
(3) 買現先勘定	34,999	34,999	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	21,809	21,809	—
(5) 買入金銭債権	1,265,837	1,265,837	—
(6) 金銭の信託	101,650	101,650	—
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	691,576	691,576	—
満期保有目的の債券	4,512,582	5,120,043	607,460
責任準備金対応債券	52,911	54,888	1,976
その他有価証券	10,601,585	10,601,585	—
(8) 貸付金	1,140,675		
貸倒引当金 (*1)	△3,895		
	1,136,780	1,140,923	4,143
(9) 社債 (*2)	(69,097)	(67,919)	(△1,177)
(10) 債券貸借取引受入担保金 (*2)	(951,334)	(951,334)	—
(11) デリバティブ取引 (*3)	30,915	30,915	—

(\*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

(\*3) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### （注1） 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金（うち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に基づいて有価証券として取り扱うものを除く）、(2)コールローン、(3)買現先勘定、(4)債券貸借取引支払保証金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としております。

(5)買入金銭債権、(6)金銭の信託、(7)有価証券（「(1)現金及び預貯金」のうち金融商品に関する会計基準に基づいて有価証券として取り扱うものを含む）のうち市場価格のあるものについては、上場株式は決算日の取引所の価格、債券は店頭取引による価格等によっております。市場価格のないものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。

(8)貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(9)社債については、店頭取引による価格等によっております。

(10)債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(11)デリバティブ取引のうち市場取引については、決算日の取引所の価格によっております。市場取引以外の取引については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やモデルを用いて算定した価格等によっております。

(注2) 非連結子会社株式等、非上場株式および組合出資金等（連結貸借対照表計上額 235,795 百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7)有価証券」等には含めておりません。

また、約款貸付（連結貸借対照表計上額 112,419 百万円）は、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(8)貸付金」には含めておりません。

#### < 賃貸等不動産に関する注記 >

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京、大阪および名古屋などを中心にオフィスビル（土地を含む）を所有しており、その一部を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
60,692	128,856

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

#### < 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額 4,722円15銭  
1株当たり当期純利益 363円52銭

2016年度〔 2016年4月1日から  
2017年3月31日まで 〕株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	150,000	1,511,485	—	332,275	498,726	△10,742	2,481,745
当期変動額							
剰余金の配当					△94,354		△94,354
当期純利益					68,666		68,666
自己株式の取得						△25,081	△25,081
自己株式の処分			△252			1,061	808
自己株式の消却			△21,104			21,104	—
利益剰余金から資本剰余金 への振替			21,357		△21,357		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△47,044	△2,916	△49,960
当期末残高	150,000	1,511,485	—	332,275	451,682	△13,658	2,431,784

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	2,485	2,484,231
当期変動額		
剰余金の配当		△94,354
当期純利益		68,666
自己株式の取得		△25,081
自己株式の処分		808
自己株式の消却		—
利益剰余金から資本剰余金 への振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△192	△192
当期変動額合計	△192	△50,153
当期末残高	2,292	2,434,077

## 個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備… 8～18年

器具及び備品… 5～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備等を除く）については定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

これは当社グループにおける近年の海外保険事業の拡大により定額法を採用する会社の割合が高まったことを契機に減価償却方法の見直しを行ったところ、当社で保有する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に使用されることが見込まれ、耐用年数にわたって均等に費用配分することが実態をより適正に表すものと判断したことによるものであります。これにより、当社グループで会計方針が統一されております。

なお、これによる計算書類への影響は軽微であります。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

<追加情報の注記>

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	297 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	5,329 百万円
短期金銭債務	310 百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	84,702 百万円
営業費用	1,575 百万円
営業取引以外の取引による取引高	94 百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	2,912,404 株
------	-------------

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	39,063 百万円
その他	<u>593 百万円</u>
繰延税金資産小計	39,656 百万円
評価性引当額	<u>△39,656 百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>－ 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>－ 百万円</u>

<関連当事者との取引に関する注記>

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京海上日動火災保険(株)	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経営管理料の受取(注)	8,724	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 経営管理料については、経営管理契約に基づき両社協議の上、決定しております。



< 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額	3,241円89銭
1株当たり当期純利益	91円15銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、当社の子会社であるトウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミット<sup>®</sup>の全株式について当社の子会社である東京海上日動火災保険㈱に現物出資を行うことを決議いたしました。

(1) 目的

現在、当社グループでは、海外保険事業に係る子会社については財務・経理等の観点から東京海上日動火災保険㈱を出資元とすることを基本方針としております。本方針に則り、トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミット<sup>®</sup>および傘下の子会社を東京海上日動火災保険㈱に移管いたします。これにより海外保険事業に係るすべての子会社・関連会社が東京海上日動火災保険㈱の傘下に集約されます。

(2) 当該子会社の概要

社名：トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミット<sup>®</sup>

所在地：シンガポール

事業内容：保険関連子会社を有する持株会社

(3) 当該株式の帳簿価額

49,690百万円

(4) 現物出資後の持分比率

なし

(5) 現物出資の時期

2017年7月1日の予定